

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 選挙部 選挙課、管理課、政治資金課

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策8 選挙制度等の適切な運用

（政策の基本目標）

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

（政策の概要）

社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民権主義に則した選挙制度の確立を図る。

選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。

政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。

以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。

（平成19年度予算額）

58,709百万円（うち参議院議員通常選挙経費 58,014百万円）

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られた。

平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じうること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行することとなった。

平成18年末から、収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体

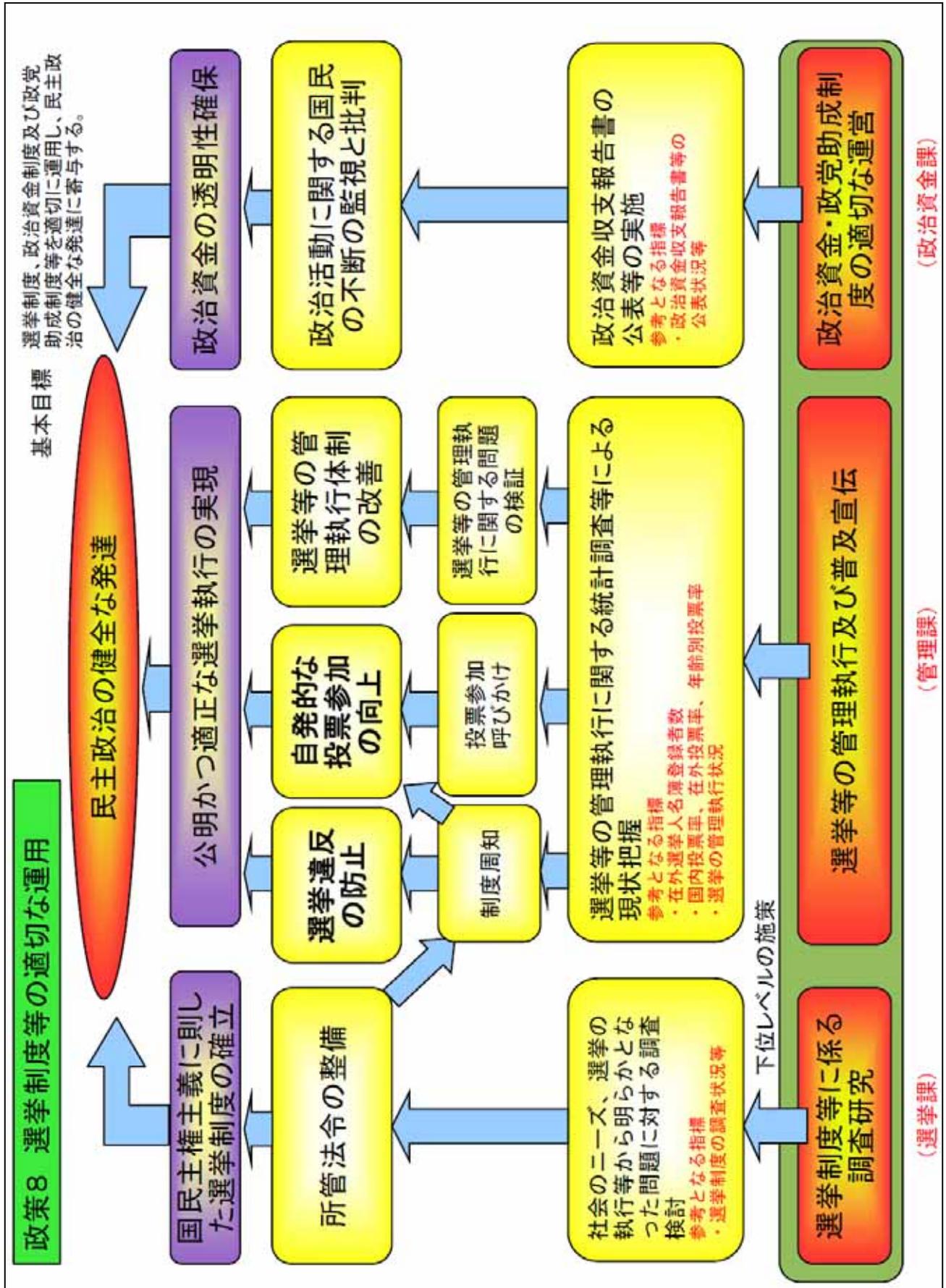
の多額の事務所費や光熱水費の計上等、政治資金の使途に関する問題が大きく取り上げられ、このため、第166回国会では、資金管理団体による人件費以外の経常経費（光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務づけなどを内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。さらに、第168回国会において、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、この範囲に該当する政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。

（２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

該当なし

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度
選挙制度の調査状況等	選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等に対応しているか。	<p>首長の多選関係</p> <p>平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られたことに伴い、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」(平成18年12月1日～平成19年5月30日)を設け、多選制限が憲法上許容されるか否かについて検討が行われた。</p> <p>補充立候補等関係</p> <p>平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じうること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされたこと等に伴い、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」(平成19年5月14日～平成19年10月29日)を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い等について検討が行われた。</p>

指標等	分析の視点	13年度 (第19回参議院議員 通常選挙)	16年度 (第20回参議院議員 通常選挙)	19年度 (第21回参議院議員 通常選挙)
在外選挙人名簿登録者数	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進が図られているか。	73,651人	80,885人	102,551人
選挙の管理執行状況(管理執行問題件数、電子機器利用状況、障害者対策投票所数及び期日前投票所数等)	<ul style="list-style-type: none"> 選挙が問題なく管理執行されているか。 選挙管理執行事務が効率的に処理されているか。 期日前投票所の増加やバリアフリー対策を要する施設の減少によって選挙人の利便性が確保されているか。 	管理執行問題件数 76件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 10.47% (投票用紙計数機) 84.45% 期日前投票制度は平成16年度から実施 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 - 入口に段差のある投票所割合 67.61% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 - 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.40% 	管理執行問題件数 63件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 22.37% (投票用紙計数機) 83.30% 期日前投票所数 4,486箇所 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 22.76% 入口に段差のある投票所割合 63.76% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 23.70% 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.65% 	管理執行問題件数 83件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 50.03% (投票用紙計数機) 91.07% 期日前投票所数 4,519箇所 <ul style="list-style-type: none"> 入口に段差のある期日前投票所割合 14.08% 入口に段差のある投票所割合 55.34% 入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 22.63% 入口と同一フロアに設置できない投票所割合 1.98%
国内投票率(比例)	様々な要因によって左右されるものであるが、より多くの国民が選挙制度を理解し、自発的に投票に参加しているか。	56.44%	56.57%	58.67%
在外投票率(比例)		29.94%	25.52%	23.59%
年齢別投票率(抽出)		20~24歳 31.36% 65~69歳 76.07%	20~24歳 31.51% 65~69歳 75.43%	20~24歳 32.82% 65~69歳 77.72%

上記における参考となる指標は、総務省が作成する参議院議員通常選挙結果調から引用した。
 なお、平成19年度分については、速報値であり、今後異動する可能性がある。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
政治資金収支報告書等の公表状況等	収支報告書の定期公表時において、毎年、例年と同水準の公表率(収支報告書の提出率)を確保できているか。 (国民の監視と批判の下、政治活動が行われるようにするという法の趣旨を実現するために必要。)	83.7% (4,088団体/ 4,884団体)	83.6% (3,887団体/ 4,649団体)	84.5% (3,853団体/ 4,559団体)

上記における参考となる指標は、毎年度発表される報道資料である「政治資金収支報告書の概要」から引用した。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

国民主権主義に則した選挙制度の確立について

地方公共団体の長の多選制限について憲法論に焦点を当て調査研究を行う研究会及び補充立候補制度や法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について検討する研究会を発足させ、平成19年度中にその結論を得ており、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたことから、有効性等が認められる。

公明かつ適正な選挙執行の実現について

第21回参議院議員通常選挙を執行し、いくつかの今後の課題はあったものの、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られ滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。

また、様々な要因によって左右されるものであるが投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回る結果となった。

政治資金の透明性確保について

政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しているため、有効性等が認められる。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えることを確保することとなり、民主政治の健全な発達に必要な施策であることから、総務省では、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、選挙制度等に係る調査研究に基づく法令改正の検討、公職選挙法制に則した選挙制度の管理執行及び普及宣伝を実施していく必要がある。

また、政治資金・政党助成制度の運営については、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金収支報告書の公開等を実施することにより政治活動の公明と公正を確保するものであり、選挙制度と同様に、民主政治の健全な発達に不可欠な施策であることから、総務省においては、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、制度の適切な運営を実施していく必要がある。

(イ) 有効性

選挙制度等に係る調査研究について

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、4選以上は公認・推薦しないという政党の方針が示されたり、また、いく

つかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出されたりといった動きが見られた。

そこで、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」を設け、多選制限が憲法上許容されるか否か、どのような内容であれば憲法上許容されるのか等について、6回の会合を開催し、法律を根拠とする地方公共団体の多選制限は必ずしも憲法に違反するものとはいえず、すぐれて立法政策に属する問題として位置づけられるという見解がとりまとめられた。

また、平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

同じく平成19年4月に行われた統一地方選挙における宮城県加美町長選挙において、いずれの候補者も法定得票数を得られず再選挙が行われた件に関して、決選投票制度の導入について指摘がなされた。

そこで、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い、地方公共団体の長において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について、6回の会合を開催し、地方公共団体の長の選挙において公職の候補者等が死亡等した場合の補充立候補届出期間の延長、選挙期日を延期する日数の延長について、具体的な提言がなされた。

このように、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、本施策は、有効性があったと認められる。

選挙等の管理執行及び普及宣伝について

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行した。

選挙の管理執行面においては、投・開票事務における電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られている。また、選挙の管理執行については、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しているが、選挙結果に影響を及ぼす事態は発生していない。

一方、投票参加については、在外投票が今回の参議院議員通常選挙から選挙区選挙においてもできることとなったこともあり、在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えた。

また、天候、選挙の争点及び候補者の顔ぶれ等様々な要因によって左右されるものであるが、国内投票率は前回、前々回の投票率を上回った。

以上のことから、本施策は、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与しており、有効性があったと認められる。

政治資金制度の適切な運営について

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）は、平成17年度か

ら平成19年度の各年度において例年と同水準の80%台を確保していることから、本施策は、政治資金の透明性確保に寄与しており、有効性があったと認められる。

(ウ) 効率性

選挙制度等の適切な運用を実施していくに当たり、最も多額の予算を要する施策は、国政選挙の管理執行に係るものである。

参議院議員通常選挙の執行経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づいて計上されているものであるが、第21回参議院議員通常選挙が執行されるに先立って、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、平成19年3月に所要の改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円(前回基準比5.5%減)の節減を図ったところであり、効率性があったと認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討する。

選挙の管理執行面においては、電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、管理執行の効率化、選挙人の利便性の向上が図られていると考えられるが、引き続き効率化及び投票環境の向上に努めていく必要がある。

また、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しており、選挙の管理執行体制の一層の改善が図られるよう、適時・適切に助言をしていくことが必要である。

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。特に近年、20代、30代の投票率の低水準が課題であり、若年層の選挙に対する意識の高揚に努める取組が必要である。

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率(収支報告書の提出率)は、平成17年度から平成19年度の各年度において80%台を確保しているが、引き続き高い水準を維持していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 各方面からの指摘を踏まえ、選挙制度に関する研究会を設置するとともに、研究会の報告書で示された方向性の実現に向けて対応を行っていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 選挙制度等に係る調査研究</p> <p>【主な事務事業】 ・選挙制度の企画立案 ・選挙制度等の調査研究に要する経費</p>	見直し・改善の方向性	研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討。
	(予算要求)	継続的な取組
	(制度)	報告書や各党各会派における議論等も踏まえながら対応
	(実施体制)	継続的な取組
<p>【課題】 在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えたが、未登録者が多く、投票率も低水準にあることから、引き続き効果的な周知啓発を実施していく必要がある。 有権者全体の投票率は上昇したものの、20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層を対象にした効果的な啓発方法を検討する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 選挙の管理執行及び普及宣伝</p> <p>【主な事務事業】 ・明るい選挙の推進事業 ・明るい選挙の運営指導 ・政治改革に関する周知</p>	見直し・改善の方向性	<p>在外選挙制度については、公職選挙法の一部改正により衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙だけでなく、選挙区選挙にも投票できるなど対象となる選挙が拡大されたことから、制度周知及び投票参加の呼びかけに努めてきたが、在外選挙人名簿登録者数及び投票率は依然として低水準にあるため、引き続き効果的な周知啓発を行っていく。</p> <p>また、有権者全体の投票率については、低下傾向に歯止めがかかったと見られるものの、年齢別に見ると、依然として20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層における政治・選挙に対する意識の高揚を図るため、効果的な方法の検討を行い、実施していく。</p>
	(予算要求)	在外選挙制度について、引き続き制度周知及び投票参加の呼びかけに努めるとともに、低投票率にある若年層の政治・選挙への意識の高揚を図るため、所要の予算措置が必要である。
	(制度)	制度普及に努めるもので制度改正は不要
	(実施体制)	現行体制で実施することを検討

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。 【下位レベルの施策名】 政治資金・政党助成制度の適切な運営 【主な事務事業】 政治資金関連事務	見直し・改善の方向性	定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。
	(予算要求)	今後、政治資金規正法の改正により見込まれる組織体制の強化に対応するため、執務室の整備等、必要な予算要求を今年度以降行っていきたいと考えている。
	(制度)	今後、政治資金規正法の改正を受け、必要な政省令の改正を行う予定である。
	(実施体制)	今後、政治資金規正法の改正により、収支報告書の審査や情報公開請求への対応において事務量が増加するものと見込まれるため、必要な機構・定員要求を今年度以降行っていきたいと考えている。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

以下の研究会における意見・議論を基本目標の達成状況等の分析等に活用した。

首長の多選問題に関する調査研究会（平成18年12月1日～平成19年5月30日）

座長：高橋和之（明治大学法科大学院教授）

座長代理：岩崎美紀子（筑波大学大学院人文社会科学研究科教授）

委員：金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

齋藤誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

横道清孝（政策研究大学院大学教授）

補充立候補制度等のあり方に関する研究会（平成19年5月14日～平成19年10月29日）

座長：蒲島郁夫（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授（当時））

座長代理：只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

委員：谷口将紀（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授） 他

(2) 評価に使用した資料等

- ・ 首長の多選問題に関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/tasen/index.html

- ・ 補充立候補制度等のあり方に関する研究会
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/hoju/index.html
- ・ 第 21 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin21/index.html
- ・ 第 20 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin20/index.html
- ・ 第 19 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin19/index.html
- ・ 平成 18 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070914_4.pdf
- ・ 平成 17 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060908_1_seiji-shikin.pdf
- ・ 平成 16 年分政治資金収支報告の概要
http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050930_2_01.pdf

